

財務会計システムサーバの  
調達要件仕様書

令和8年5月 15 日

静岡県国民健康保険団体連合会

## 目次

<b>1.はじめに</b> .....	3
1.1.本書の位置づけ .....	3
1.2.基本的な考え方 .....	3
<b>2.要件定義について</b> .....	4
2.1.信頼性要件 .....	4
2.1.1.サーバ内蔵ハードディスクの構成.....	4
2.1.2. サーバのネットワークインターフェース二重化.....	4
2.1.3.バックアップについて.....	4
2.1.4.電源について.....	4
2.1.5.拡張性について .....	4
<b>3.システム構成について</b> .....	5
3.1.構成する機器および役割 .....	5
<b>4.ハードウェア構成について</b> .....	6
4.1.ハードウェア仕様 .....	6
4.1.1. 財務会計サーバ .....	6
4.1.3.バックアップ装置.....	7
4.1.4.バックアップ装置(外部保管用) .....	7
4.1.5.無停電電源装置.....	8
<b>5.ソフトウェアについて</b> .....	9
5.1.ソフトウェア仕様.....	9
5.1.1. 財務会計サーバ用ソフトウェア .....	9
<b>6.ファシリティ要件</b> .....	10
6.1.サーバラック.....	10
6.1.1.電力 .....	10
6.1.2.耐荷重.....	10
6.1.3.通信ケーブル .....	10
6.2.その他 .....	10
6.2.1.セキュリティ.....	10
<b>7.保守要件</b> .....	11
7.1.ハードウェア.....	11
7.2.ソフトウェア .....	11
7.3.留意事項 .....	11
<b>8.設置要件</b> .....	12
8.1.ハードウェアの納品および設置等 .....	12
8.1.1.既設ラック等の確認 .....	12
8.2.その他 .....	12
<b>9.導入要件</b> .....	13

9.1.導入計画.....	13
9.2.導入作業.....	13
9.2.1.導入.....	13
9.2.2.設定.....	13
9.3.試験.....	13
9.4.成果物.....	14
9.5.その他.....	14
<b>10.その他要件.....</b>	<b>15</b>
10.1.導入時作業体制.....	15
10.2.作業上の注意事項.....	15
10.3.情報の目的外使用の禁止及び守秘義務.....	15

# 1.はじめに

## 1.1.本書の位置づけ

- ◆ 本書では、財務会計システムにおける(「本システム」という)の構築に必要な機器等の調達に係る仕様を定める。
- ◆ 本書に記載されている機器等は基本的にはスペック情報であり、メーカー・型番等を指定するものではない。但し、調達品を特定するものは品名と型番等を指定することとする。

## 1.2.基本的な考え方

- ◆ 本会業務系ネットワークの本システムとして財務会計サーバ等を更改する。
- ◆ 本システム導入にあたり、事前に計画書等を提示すること。
- ◆ システム利用デバイス数は 20 とする。
- ◆ データ量の増加に応じた機器(ハードディスク・メモリ等)増設を可能とし、拡張性を高める。
- ◆ 5 年以上の期間に亘り業務に支障なく稼働出来るスペックの機器・ソフトウェアを調達する。
- ◆ 既存ラックにサーバ機器等を設置する。
- ◆ サーバとスイッチ間の LAN ケーブルを敷設し、本会業務系ネットワークにサーバを接続すること。
- ◆ Windows サーバとして問題なく稼働させること。

## 2.要件定義について

### 2.1.信頼性要件

#### 2.1.1.サーバ内蔵ハードディスクの構成

サーバ内蔵のハードディスク信頼性確保のために、RAID（Redundant Arrays of Inexpensive Disks）を構成すること。

RAID レベルは 5、もしくは 6 を採用すること。

RAID レベルが 5 の場合はホットスペアの HDD を1本以上確保すること。

#### 2.1.2. サーバのネットワークインターフェース二重化

業務系ネットワークに接続させるサーバのネットワークインターフェースは、物理的に二重化し障害時にはフェイルオーバーする構成（AFT）とすること。

#### 2.1.3.バックアップについて

夜間バックアップとして NAS およびポータブルハードディスクへバックアップを実施させること。

#### 2.1.4.電源について

全ての機器電源装置は、冗長化すること。

停電が発生した際、機器の電源が遮断されない様に電力を供給し安全に停止させるため、サーバを無停電電源装置（UPS）に接続すること。

#### 2.1.5.拡張性について

データ量やシステムの変更、他システムとの連携機能の追加等に応じて機器の拡張性（ハードディスク・メモリ等の増設）が行える柔軟な構成とすること。

## 3.システム構成について

### 3.1.構成する機器および役割

本システム関連機器等の仕様を表 3.1-1 に示す。

表 3.1-1 本システム関連機器等の定義

機器名称	用途
財務会計サーバ	本システムのサーバとして 24 時間 365 日稼働 1U のラックマウント用サーバ 1 台 20 台以上のクライアント接続を可能とすること
バックアップ装置	財務会計サーバのバックアップ装置として接続する NAS (2U 以内のラックマウント用) であること
無停電電源装置	財務会計サーバ・バックアップ装置の電源供給の継続及び安全停止を実現すること

注) 調達機器は国内ブランドメーカー製品に限る。

## 4.ハードウェア構成について

### 4.1.ハードウェア仕様

サーバ機器等のハードウェア仕様を以下に示す。

#### 4.1.1. 財務会計サーバ

財務会計サーバの仕様を表 4.1.1-1 に示す。

表 4.1.1-1 財務会計サーバ

区分	仕様
タイプ	ラックマウント型 1U
CPU	インテル®Xeon®プロセッサ 8C/2.10GHz/Bronze 3508U 以上×1
メインメモリ	16GB (16GB×1) 以上
RAID コントローラ	RAID5 もしくは RAID6 (構成するレベルに対応) キャッシュ 2GB 以上
内蔵ディスク	300GB (SAS) ×4 以上 内蔵ディスクは 2.5 型であること ハードウェア RAID 機能による RAID5 もしくは RAID6 構成であること ホットプラグに対応していること 1 本以上のホットスペアを確保すること C ドライブの容量 100GB 以上を確保すること
光学ドライブ装置	DVD-ROM 装置を内蔵すること
インターフェース	1000Base-T 対応のインターフェースであること 物理 NIC2 枚 (4 ポート) 以上有すること AFT が実現可能なこと
OS 等	Microsoft Windows Server 2025 Standard
アプリケーション	電源管理ソフトウェア バックアップソフトウェア ウイルス対策ソフトウェア セキュリティ対策ソフトウェア (LanScope Cat MR エージェント) データベースソフトウェア
その他	サーバスイッチユニットに適合するケーブルを用意すること 電源は冗長構成とすること セキュリティチップを搭載すること 再セットアップ媒体をサーバ本体に組み込み可能な場合は組み込むこと ネットワーク接続用に Cat6LAN ケーブル (10m) を 2 本以上調達すること

注)機能に関する詳細仕様を実現するために、不足するものはこれを追加し、全てが正常に稼働するようにハードウェア、ソフトウェア及び接続ケーブル等を揃えること。

#### 4.1.3.バックアップ装置

バックアップ装置のハード仕様を表 4.1.3-1 に示す。

表 4.1.3-1 バックアップ装置

区分	仕様
タイプ	ラックマウント用 2U 以内
装置本体	NAS ×1 搭載 OS : Windows または Linux CPU : Intel Atom X6211E 以上 メモリ : 8GB 以上 容量 : 4TB 以上 RAID5 構成とする
その他	19 インチラックマウント用の接続金具を添付すること ネットワークポート 1000BASE-T×1 以上 ネットワーク接続用の CAT6LAN ケーブル (2m) を 1 本添付すること

注)機能に関する詳細仕様を実現するために、不足するものはこれを追加し、全てが正常に稼働するようにハードウェア、ソフトウェア及び接続ケーブル等を揃えること。

#### 4.1.4.バックアップ装置(外部保管用)

バックアップ装置(外部保管用)のハード仕様を表 4.1.4-1 に示す。

表 4.1.4-1 バックアップ装置(外部保管用)

区分	仕様
タイプ	外付けポータブルハードディスク
装置本体	外付けポータブルハードディスク ×3 SSD 又は HDD 2TB 以上 インターフェース : USB3.0 以上 HDD の寸法 (目安) : W80mm、D120mm、H22mm MIL-STD-810H Method : 516.6 ProcedureIVに準拠していること

#### 4.1.5.無停電電源装置

無停電電源装置のハード仕様を表 4.1.5-1 に示す。

表 4.1.5-1 無停電電源装置

区分	仕様
タイプ	ラックマウント用
本体装置	定格容量 $\geq$ 導入機器が必要とする容量
その他	電源管理ソフトを利用し管理すること

注) 機能に関する詳細仕様を実現するために、不足するものはこれを追加し、全てが正常に稼働するようにハードウェア、ソフトウェア及び接続ケーブル等を揃えること。

## 5.ソフトウェアについて

### 5.1.ソフトウェア仕様

サーバ機器等のソフトウェア仕様を以下に示す。

※ 各インストールメディアは全て添付すること。

#### 5.1.1. 財務会計サーバ用ソフトウェア

財務会計サーバ用ソフトウェアの仕様を表 5.1.1-1 に示す。

表 5.1.1-1 財務会計サーバ用ソフトウェア

項	区分	ソフトウェア名・仕様	調達 要・否	ライセ ンス数	インストー ルメディア 必要数
1	OS 等	Microsoft Windows Server 2025 Standard	要	1	—
2	OS 等	Windows Server 2025 クライアントアクセスライ センス (デバイス CAL)	否	—	—
3	電源管理	UPS 管理ソフトウェア 電源管理機能として、電源障害時に自動シャット ダウンが実現可能なソフトウェア 本システムで採用される無停電電源装置と親和 性の高いソフトウェアを調達すること	要	1	1
4	バックアッ プ	バックアップソフトウェア Arcserve UDP 10.x Advanced Edition - Server ※サーバ OS に対応する最新バージョンで調達す ること	要	1	1
5	ウイルス対 策	ウイルス対策ソフトウェア ApexOne	否 ※1	—	—
6	セキュリテ ィ管理	セキュリティ管理ソフトウェア LanScope Cat MR	否 ※1	—	—
7	圧縮・解凍	圧縮・解凍ソフトウェア 7-Zip	要	1	1 ※2

※1 ライセンス保有済み。

※2 ダウンロードしてメディアを作成すること

## 6.ファシリティ要件

### 6.1.サーバラック

サーバラックに関して、今回は既設のものを使用することとする。

今回調達する全てのサーバ機器等が既設サーバラック内に設置出来ることを確認すること。

米国電子工業会（EIA）に準拠したものを使用（1U（ユニット）= 44.45mm）導入機器、耐荷重、設置面積などを考慮し導入を行うこと。

サーバラックの設置条件を以下に示す。

#### 6.1.1.電力

搭載する機器によっては、200V を必要とするものがあり、設置時に電源工事を伴う場合は事前に100V/200V の必要電源本数を報告すること。

また、無停電電源装置を調達する際、200V への対応有無およびコンセントの形状を確認すること。

搭載する機器毎に消費電力（VA/W）を求め、必要な電源容量を求めること。

搭載する機器は、無停電電源装置に接続して使用すること。

漏電対策として、アース付きコンセントを使用すること。

機器が冗長化されている場合、電源供給の冗長化を考慮し、各サーバは無停電電源装置を分けることとする。

電源工事については本会で実施。

#### 6.1.2.耐荷重

サーバラックの設置に関しては、床の耐重量を考慮し搭載可能な最大搭載重量内であること。

床はフリーアクセス床で、耐重量は 600kg/m<sup>2</sup>程度である。

#### 6.1.3.通信ケーブル

機器間を接続するケーブルはカテゴリ6 以上の LAN ケーブルを使用すること。

サーバからスイッチへ LAN ケーブルの敷設を実施すること。

### 6.2.その他

#### 6.2.1.セキュリティ

情報漏洩を考慮しセキュリティを高めるチップ（TPM 等）が実装されていること。

## 7.保守要件

### 7.1.ハードウェア

サーバ機器において導入当初から5年間の保守料を含めることとする。

当日出張修理を可能とすること。

平日 9:00 ~ 17:00 の時間帯をカバー出来る保守サービスとする。

※ UPS、RAID コントローラ等のバッテリー交換については5年間の保守を適用すること。

### 7.2.ソフトウェア

サーバ機器のソフトウェアにおいて導入当初から5年間の保守料を含めることとする。

平日 9:00 ~ 17:00 の時間帯をカバー出来る保守サービスとする。

※ マイクロソフト株式会社製品、電源管理ソフトウェアの保守は適用外とする。

### 7.3.留意事項

納入したハードウェア・ソフトウェア等において、重大な問題や障害、切り分けが困難な事象が発生した場合、部品交換にとどまらず、必要な技術者を派遣し、速やかに原因調査および対策案を検討し報告すること。

必要に応じて現地作業を実施して、部品交換やファームアップ、適用手順書含むパッチ提供等の措置により障害対応および品質向上を図ること。

初期不良対応としてメーカーが定める期間内に動作確認を実施し、正常に稼働するか確認をとること。

全ての保守登録作業を実施すること。

## 8.設置要件

### 8.1.ハードウェアの納品および設置等

会計課の指定する場所に設置すること。

※ 設置する内容等については変わる可能性がある為、会計課と調整して作業を実施すること。

#### 8.1.1.既設ラック等の確認

既設ラック等の設置状況を事前確認したい場合は、会計課と日程調整の上、下記の期間内に行うこと。

期間：令和8年5月18日（月）から 令和8年5月25日（月）

※ 確認時間帯：土を除いた10:00～16:00とする。

### 8.2.その他

ホスト名等を記載したラベルを、本体、電源ケーブル、LANケーブル等に貼ること。

本会へサーバ等を搬入した時の梱包材等は全て撤去および処分すること。

## 9.導入要件

### 9.1.導入計画

財務会計サーバを導入するための導入計画書等を提出すること。

### 9.2.導入作業

#### 9.2.1.導入

調達したサーバへミドルウェア（OS・アプリケーション）を全てインストールすること。

※ ウイルス対策ソフト・セキュリティ管理ソフトについてもインストールすること。

#### 9.2.2.設定

事前に設定する内容等を提示し、会計課と調整すること。

調達したサーバにウイルス対策ソフトとして ApexOne をインストールすること。

調達したサーバにセキュリティ対策ソフトとして LanScope Cat MR をインストールすること。

調達したサーバにバックアップソフトをインストールすること。なお、設定内容は会計課と協議の上、実施すること。

調達したサーバに時刻同期の設定を実施すること。

調達したサーバの動作環境設定を会計課と協議の上、実施すること。

設定値、手順書等が必要な場合はシステム開発業者から提示することとする。

※ 設定作業は変更される可能性があり、会計課と協議の上、実施すること。

### 9.3.試験

事前に試験する内容等を提示し、会計課と調整すること。

本システムとして設定した内容が全て正しく動作するか試験を実施すること。

バックアップ・リストアを実施し、障害時に速やかにサーバ環境の復旧が可能か試験を実施すること。

※ 試験内容は変更される可能性があり、会計課と協議の上、実施すること。

## 9.4.成果物

財務会計サーバ導入に伴う作業において、作成した成果物を紙媒体と電子媒体で1部ずつ納品すること。想定している成果物は、導入計画書、サーバ構築設計書、試験計画書、試験結果報告書、本会の運用に則した運用マニュアル、サーバ障害時復旧手順書等。

※ 成果物は変更される可能性があり、会計課と協議の上、決定すること。

## 9.5.その他

サーバ導入完了期日

令和8年10月30日（金）までに全ての作業を完了させること。

上記に示す導入完了期日をやむを得ず変更せざるを得ない状況の場合は、会計課と協議の上、決定すること。

## 10.その他要件

### 10.1.導入時作業体制

導入時作業体制を表 10.1-1 に示す。

表 10.1-1 導入時作業体制

作業分類	最低確保人数
営業窓口（管理者）	1名
営業窓口（担当者）	1名
導入作業SE（管理者）	1名
導入作業SE（担当者）	2名

- ・ 作業分類に示す作業者が他の作業分類を兼任しないこと。
- ・ 特別な理由が無い限り上記人員体制で作業すること。
- ・ 特別な理由がある場合は、会計課と協議の上決定する。

### 10.2.作業上の注意事項

サーバ等の設置及び設定作業の実施にあたっては、作業の目的を達成すること以外の操作をしてはならない。

また、下記の点を特に留意するものとする。

#### 【留意点】

- ・ 本会へサーバ等を搬入した時の梱包材等は全て撤去および処分すること。
- ・ 作業の際に本会のネットワークにログインする場合は、作業の目的物以外のサーバ等にアクセスしてはならない。
- ・ 作業の際にサーバ等にログインする場合は、サーバ内に保持された本会の情報の内、作業の目的以外の情報にアクセスしてはならない。
- ・ 作業の際に作業の目的以外のデータを持ち出し及びデータの複製をしてはならない。
- ・ その他、すべての作業について、情報セキュリティの観点を特に配慮し、安全に実施されなければならない。
- ・ 作業について疑義が生じた場合は必ず本会へ事前に連絡すること。

### 10.3.情報の目的外使用の禁止及び守秘義務

導入作業の遂行にあたり知り得た情報を利用目的の達成に必要な範囲以外に使用してはならない。

また、導入作業の遂行にあたり知り得た秘密及び個人情報が必要な従事者以外に漏らしてはならない。

本件が完了した後も、また同様とする。

但し、法的手続き等開示が求められた情報に該当するものは、この限りでない。